

関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツの振興を図るため千葉市小中学校体育連盟(以下「市小中体連」という。)が行う、関東・全国中学校体育大会選手派遣事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、市小中体連に対し補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、学校教育活動として開催される関東・全国中学校体育大会(以下「関全大会」という。)への派遣事業であり、かつ、派遣される者が次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 千葉市立中学校に在籍する生徒であること。
- (2) 関全大会に代表として参加する選手であること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち交通費及び宿泊費とし、補助率は、対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10以内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に市長が定める期日までに、関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第1号別紙)
- (2) 種目別・学校別内訳一覧
- (3) 大会日程及び結果一覧

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の中止又は廃止をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業に関わる経費については、記帳、証拠書類の保管等、適正を期すること。
 - (5) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に関わる帳簿、書類等の調査を求めた場合はこれに応ずること。
- 2 前項の規定により附する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、市小中体連に速やかに関等・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに市小中体連に関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

する。

（交付の請求）

第7条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第8条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定兼額の確定取消通知書（様式第5号）によるものとする。

（返還命令）

第9条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中学校関東全国競技大会選手派遣事業補助金交付要綱は昭和60年度分の補助金から適用し、昭和59年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。